TAC 02.04. 通信

担い手農家・農業法人・集落営農組織むけ情報誌
お時間がある時にご覧いただきますようお願い申し上げます。

JA北びわこ
営農振興課

Vol. 1

令和2年度　TAC＆営農指導員訪問体制

新メンバーが加わりました！今年度もよろしくお願いいたします。

○浅井担当TAC	植谷　泰行	080－8507－1179
○虎姫・びわ担当TAC	秋野　裕之	080－8507－1180
○湖北担当TAC	丸岡　貴志	080－8529－9184
○高月・伊香担当TAC	谷口　靖昭	080－8507－1178
○園芸特産担当TAC	細川　貴紘	080－8529－9185
○南部営農指導員	石川　博之	080－9592－8096
○南部営農指導員	小倉　晋哉	090－5960－3266
○北部営農指導員	山本　克行	080－9592－8095

大麦赤かび病防除案内

赤かびの2回防除！

薬剤の収穫前日数に注意　→ 必ず使用前に登録情報を確認！

	防除時期	使用薬剤名	使用量	使用時期（収穫前）
粉剤防除	１回目（開花始め）	トップジンM粉剤DL	４kg／10a	14日前まで
	２回目（開花始めの７日後）	ワークアップ粉剤DL	３kg／10a	７日前まで
液剤防除	１回目（開花始め）	トップジンM水和剤	1000倍～1500倍で 60～150ℓ／10a	30日前まで
	２回目（開花始めの７日後）	ワークアップフロアブル	2000倍で 60～150ℓ／10a	７日前まで
ヘリ防除	１回目（開花始め）	トップジンMゾル	８倍で 0.8ℓ／10a	21日前まで
	２回目（開花始めの７日後）	ワークアップフロアブル	10～16倍で 0.8ℓ／10a	７日前まで

※液剤防除の場合は、薬剤の使用時期（収穫前日数）に注意してください。

水稲育苗管理

水稲育苗ビニールハウスの水管理と温度管理

	緑化期間	硬化期間
昼間	22～25℃	18～20℃
夜間	15～18℃	12～15℃
水管理	午前中に1回灌水	午前1回、午後1回

※苗が小さい時は吸水も少なく床土も乾きにくいので灌水のし過ぎに注意しましょう。
※昼間の最高気温は35℃以上にならないように、夜間の最低気温は10℃以下にならないようにハウスの開閉で調節しましょう。

トンネル育苗の管理

〇出芽揃いから本葉2枚頃までは、床内温度を昼間は30℃以上、夜間は10℃以下にならないようにしましょう。

育苗中に発生する病害

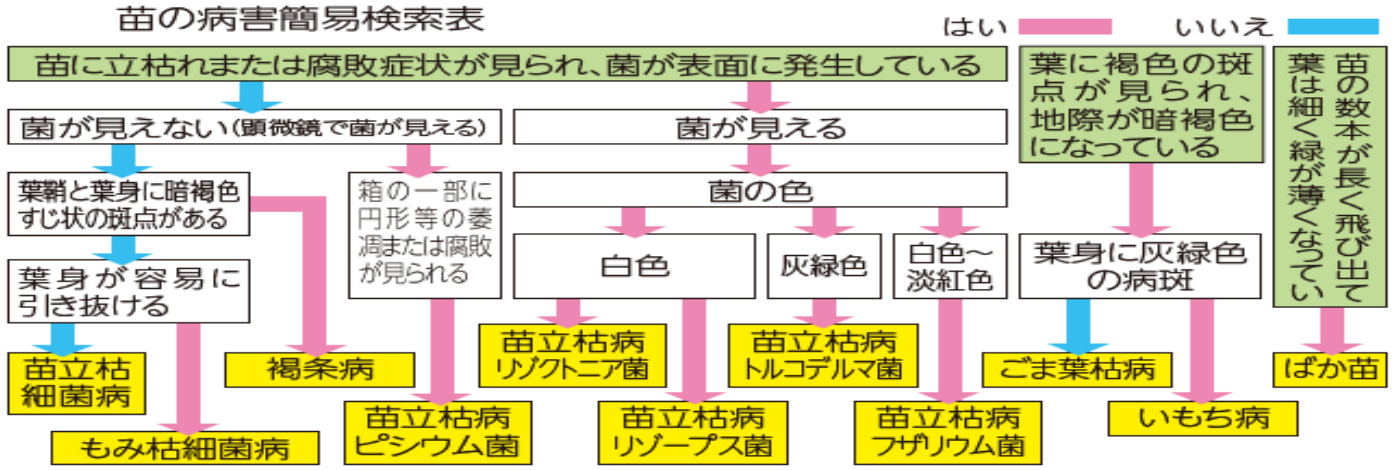

〇ピシウムによる苗立枯病は、他の菌とは異なり、地際部にカビが発生しているのが見えません。低温や日照不足で苗が弱った状態で、急に温度が上がった場合に発生しやすく、育苗後半に坪状に赤茶けて急激にしおれます。
〇苗立枯細菌病は、葉身基部の白～黄白化が最大の特徴です。育苗箱内で伝染するため、坪状に発生します。根の生育が著しく抑制され、生育不良、マット形成不良となります。最終的には針状となり立ち枯れます。

苗立枯病(ﾌｻﾞﾘｳﾑ菌)

白色または赤色のカビが発生し褐変枯死する。
低温管理や酸度が低い育苗土で多発する。

苗立枯病(ﾋﾟｼｳﾑ菌)

地際部にカビは見られず、急激に枯死して、「坪枯れ」状態になります。緑化以降の低温　・土壌の過湿で多発する。

苗立枯細菌病

苗全体が水不足のような症状となり、黄白化し、のちに針状になり枯死する。高温・過湿で発生しやすい。

令和元年産「収入減少影響緩和対策」交付申請

標記の交付申請書が近畿農政局から3月31日に農家へ発送されていますので生産実績数量を記入し、各地域の営農センターへ提出お願いします。また、直接販売分については下記の必要書類の添付が必要になります。

提出期限　令和2年4月21日（火曜日）までに各営農経済センターまたはTAC担当、営農指導員必着。

〇交付対象数量の範囲（フロー図）

米穀の販売数量
（令和2年3月31日までに販売したもの）

↓

生産数量目標の範囲内

↓

農産物検査 → 3等以上

↓

出荷先 → ＪＡ･集荷業者

↓

すべて対象。
出荷先業者が発行する数量証明書を添付してください

種子用･加工用米･飼料用米･米粉用米
･新市場開拓米･備蓄米は、支援の対象外。

対象は、水稲うるち玄米、水稲もち玄米及び、醸造用玄米です。

↓

米穀店、事業者、消費者等に直接販売

↓

直接販売については、以下の①、②、③（または④）の書類で確認できたものが交付対象数量となります。

↓

米穀店、事業者、消費者等に直接販売された場合の確認書類

① 直接販売した米穀の数量報告書（玄米用）または（精米用）
② 米穀検査結果通知書の写し
　※JAで検査を受け、JA以外へ販売した場合も必要です。

③ 米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書
　※③の申出により、以下の④のア、イ、ウの証明書類の提出が省略できます。

④ 販売実績が確認できる書類

ア 3月31日までに、業者等への販売で相手先と文書等で販売契約を締結した場合は、次の①と②
　①販売契約書の写し　　契約日、販売の相手先、銘柄ごとの販売対象数量、販売価格、または販売価格の設定方法、引渡時期が記載されたもの
　②販売伝票等の写し　　納品書または販売伝票（領収書等）

イ 3月31日までに、一般消費者等へ販売した場合は、次の③及び④
　③購入申込書の写し　　販売日、販売の相手先、銘柄ごとの販売対象数量、販売価格が記載されたもの
　④販売伝票等の写し　　納品書または販売伝票（領収書等）
※直売所等での販売について、販売の相手が不明な場合でも、直売所等の証明等で確認できれば生産実績数量に含めることができます。

ウ 3月31日までに、販売の相手先からの注文（ネット､FAX等）に応じて販売した場合は、次の⑤と⑥
　⑤購入申込書または発注ﾌｫｰﾑを印字したもの等
　　販売日、販売の相手先、銘柄ごとの販売対象数量、販売価格が記載されたもの
　⑥販売伝票等の写し　　納品書または販売伝票（領収書、代金請求書＋送り状など）

米穀の直接販売分の証明書類の枚数が多い場合、申出書を提出することにより販売に係る確認書類を省略することができます。
　ただし、米穀の検査結果通知書の写しは省略できません。

→

米穀の直接販売分に係る証拠書類は、必ず5年間保存してください。